

日本社会事業大学社会福祉学会会則

- (名称)
第1条 本会は、日本社会事業大学社会福祉学会と称する。
- (事務所)
第2条 本会の事務所は、学校法人日本社会事業大学社会事業研究所におく。
- (目的)
第3条 本会は、会員の協力をもって社会福祉に関する研究を推進することを目的とする。
- (事業)
第4条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。
1 機関誌の発行
2 研究会、講習会などの開催
3 学会賞の設定
4 その他、評議員会が適当と認めた事項
- (会員)
第5条 本会は、次の会員をもって組織する。
(1) 普通会員
①日本社会事業大学、大学院社会福祉学研究科・福祉マネジメント研究科及び日本社会事業学校研究科・専修科の卒業生で、入会を希望する者。
②前記の大学、大学院社会福祉学研究科・福祉マネジメント研究科の在學生ならびに卒業後1年目の者。
③日本社会事業学校通信教育課程を修めた者ならびに日本社会事業大学通信教育科の在學生及び課程を修めた者で、入会を希望する者。
④学校法人日本社会事業大学の専任の教育職員
⑤前記法人の④以外の職員で入会を希望する者
⑥前記法人の元教職員で、入会を希望する者
(2) 賛助会員
本会の趣旨に賛同して入会を希望する者
2 本会は、長年にわたり学会の発展に貢献してきた会員について、評議員会の議を経て名誉会員とすることができる。
- (入退会の手続)
第6条 会員の入会及び退会の手続については、評議員会の定めるところによる。但し、会費未納のまま、5会計年度を経過した場合は、会員の資格を失うものとする。
- (会費)
第7条 会員は、総会の定めた会費を納入する。但し、名誉会員についてはこれを免除する。
- (会員の権利)
第8条 会員は、機関誌の配布をうけ、研究会、講演会などに参加することができるほか、研究調査活動を行うに必要な便宜を与えられる。
- (機関)
第9条 本会の事業を遂行するため次の役員をおく。
(1) 会長 1名 本会を代表して会務を統轄する。
(2) 評議員 若干名 評議員会を構成し、会長の諮問に応じ、本会運営に必要な職務を行う。
(3) 事務局長 1名 日本社会事業大学の教職員の中から選出し、会務の執行を行う。
(4) 幹事 若干名 評議員会の委嘱をうけ、会務の執行を補助する。
(5) 会計監事 2名
2 会長及び役員は、総会において会員中より選出する。
3 会長及び事務局長の任期は2年とする。
4 その他役員は1年とする。但し、重任を妨げない。
5 会務の執行にかかわる事務は、学校法人日本社会事業大学社会事業研究所に委嘱する。
- (総会)
第10条 総会は、少なくとも1回これを開催する。
- (経費)
第11条 本会の経費は、会費、事業収入、寄附金をもってこれにあてる。
(会計年度・会計監査)
第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2 会計監事は、毎年、本会の会計を監査して、これを総会に報告し、その承認を受けなければならない。
- (会則の改正)
第13条 本会々則の改正は、総会の議決による。

附 則

- 1 本会々則は、1960年11月12日から施行する。
- 2 本会々則は、1966年11月6日から改正施行する。
- 3 本会々則は、1985年6月22日から改正施行する。
- 4 本会々則は、1986年11月7日から改正施行する。
- 5 本会々則は、1992年6月20日から改正施行する。
- 6 本会々則は、1994年6月18日から改正施行する。
- 7 本会々則は、1995年6月24日から改正施行する。
- 8 本会々則は、1997年6月28日から改正施行する。
- 9 本会々則は、2002年6月29日から改正施行する。
- 10 本会々則は、2004年4月1日から改正施行する。
- 11 本会々則は、2008年6月28日から改正施行する。
- 12 本会々則は、2009年6月27日から改正施行する。